

2019年5月15日
株式会社日本政策金融公庫

中小企業者等の皆さまに対する金融円滑化に向けた取組状況について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「中小企業金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、中小企業者等の皆さまからの資金繰り相談に、迅速かつきめ細やかに対応してまいりました。

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末に期限を迎えましたが、日本公庫は、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかに、ご相談に対応しているところです。

このたび、平成30年12月末、平成31年3月末時点における貸付条件の変更の実績を取りまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

記

中小企業金融円滑化に係る貸付条件の変更の実績(平成21年12月4日からの累計)

(単位:件、百万円)

	平成30年12月末		平成31年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更の申込みを受けた貸付債権	847,937	11,956,962	865,630	12,174,830
うち、実行に係る貸付債権	815,566	11,596,288	832,636	11,793,531
うち、謝絶に係る貸付債権	2,954	48,224	3,174	55,090
うち、審査中の貸付債権	4,627	73,416	4,762	83,996
うち、取下げに係る貸付債権	24,790	239,029	25,058	242,208

(注1)上記実績は、国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業における中小企業者等向け貸付債権に対する実績を合算したものです。

(注2)上記実績には、旧債務の借換は含まれていません。

以上